

農業・農林政策の教科書への反映に関するメモ

教科書

1. はじめに

1897年(明治30年)の帝国第十議会で、貴族院は、小学校読本及び修身教科書は、国民教育の盛衰のみならず、国家の運命にも大きな影響を及ぼすとし、政府が国家事業として完全で安価な教科書を編纂すべきであると建議した。加えて、衆議院も、1899年(明治32年)の第十五議会で、「小学教育ノ国家ニ至大ノ関係ヲ有スルヤ敢エテ論ヲ俟タス故ニ現行小学校用教科書ハ国費ヲ以テ編纂セラレンコトヲ望ム」と建議し、小学校教科書の国定化を要望している。¹⁾

このような背景のもとで、1902年(明治35年)の「教科書疑獄事件」を機に、その翌年の「小学校令」改正により、修身、日本歴史、地理及び国語読本の国定化が行われる(算術、理科は1910年国定化)。1886年(明治19年)の教科書検定制度が施行されて以降、文部省によって、教科書の内容にまで立ち入った厳しい検定が実施されていたにもかかわらず、国定化が強行されたのは、政府による教科書のより徹底した統一管理こそが、国民をして政府の方針に従順たらしめる最善の方法であることを、政府が理解していたことに他ならない。事実、わが国において、明治初年から現在にいたるまで、政府の方針に強くしばられることのない教科書が発行され得た時代は、明治10年以前と戦後10数年のごく短い時期にすぎない。

1881年(明治14年)、文部省は、「尊皇愛国ノ志氣ヲ振起シ風俗ヲシテ淳美ナラシメ以テ国家ノ安寧福祉ヲ増進スル」ことを目的とし、それにたずさわる教員の「国家ノ隆盛ニ係ル其任タル重且大」との「小学校教員心得」を通達する。²⁾このように、明治初年の個人のためとされていた教育目的を国家のためと置き換え、その目的に無批判な教員の育成を目指したのも、国民教育の統一化政策を補完するためのものと見なすことができる。

このような状況のもとでこそ、戦前の恐ろしいまでの国民思想統制が可能だったのである。教科書がこの中で果たした役割の中で、修身、日本歴史、地理、国語の各教科書に反映された「万世一系の天皇史観」に基づく国家主義的側面については、多くの分析がなされているので、^①ここでは触れない。この小論では、^②政府の農業政策がどのような形で教科書に^③具体化されているのか、^④そして、^⑤理科教育の流れの中で、理科教科書が国民の合理的思惟の発達にいかに関与したか

に焦点をあてて論を進めることにする。

II. 教科書の変化及び農業をめぐる歴史を辿る

本論に入る前に、まず、論議を進める上で必要とされる範囲で、明治初頭から現在にいたるまでの教科書改訂及び農業をめぐる政治・社会・経済状況^のに^に特質を^{ついで}既書~~を参考~~に簡単に触れておこう。^{1) 2) 3) 4) 5) 6)}表-1はその要点を記したものである。

1. 教科書の改訂をめぐって

○ 合理的精神を重視した「学制」

1872(明治5)年に頒布された「学制」は、全国に8大学、256中学校、54,000の小学校(小学校下等4年、上等4年 一表-2)を開設するとの壮大な計画をもち、急速な社会の近代化を目指すものであった。「学制」頒布と同時に出了れた太政官布告は、学校設立の目的を「人々自ラ其身ヲ立テ其産ヲ治メ其業ヲ易ニシテ以テ其生ヲ遂ルユエンノモノ」、「一般ノ人民必ズ邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ人ナカラシメン事ヲ期ス」と、教育が個人のため、万民のためのものであることをうたっていた。「学制」下の教科書行政も、自由発行・自由採択制であり、文部省自らも教科書を編纂・翻訳しているが、民間教科書を抑圧・統制する姿勢を全くとっていない。文部省は「学制」頒布一ヶ月後に「小学教則」を定め、教科書として適当なものを標準教科書として暫定的に選定している。例えば、「読本読方」として『学問のすすめ』・『訓蒙窮理図解』(ともに福沢諭吉著)などがあげられており、その一年後に追加されたものとしては、『小学読本』(柳原芳郎編集 文部省出版)、『物理訓蒙』(文部省出版)などがある。~~このような状況を反映して、「事実主義」の編集大方針が採用され、「天皇」に対しても特別な政治的・教育的配慮がなされていない。文部省発行の『日本略史』でも、天皇に対して敬語を用いておらず、さらに文部省『国史』においては、武烈天皇の暴虐な行為について、日本書紀の素材のまゝ、それを粉飾することなく記述がなされている。言うなれば、この当時の古代史は、天皇家での親子、夫婦、兄弟の殺し合いの歴史をも隠すことなく記述しているのである。~~また、自然科学についてみれば、板倉が指摘しているように、⁷⁾「学制」は、封建思想に変わって、合理的思想を育てるという真の科学教育制度を発足させたのである。

○自由教育令の公布

ただ、「学制」は、「学級賦課金」や授業料など、教育にともなう費用をすべて国民負担にしたため、国民の強い反感を引き起こし、「徴兵令」(1873年)や地租への抵抗と結びついて、各地で官費支出や私塾・寺子屋などの新設を求める一揆や学校打ち壊しが起こり、強圧的な就学督促にもかかわらず、就学率も30%前後に低迷していた。米一升7銭の時代に小学校で児童一人について月5銭から最高50銭の授業料を払わせられたのである。

政府は、このような現状を打開するため、1879(明治12)年「学制」を廃止し、新たに教育令を公布する。これは、「学制」の画一的・中央集権的な性格をあらため、教育の権利を大幅に地方にゆだね、一定の財政的補助を行うというもので、「自由教育令」とも呼ばれている。その第46条に、「凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰(殴テ縛スルノ類)ヲ加フヘカラス」との規定も織り込まれていた。この「教育令」の制定にあずかった文部大補田中不二麿は、アメリカ教育の信奉者で、当時盛んだった自由民権運動の盛り上がりを背景に制定に踏み切ったと推定されている。

○儒教主義者からの巻き返し

だが、「学制」以来の自由な雰囲気は、1879(明治12)年をもって終わることになる。~~自由教育令~~公布のその年、明治天皇の侍講(天皇の学問教師)であった元田永 が、「天皇の聖旨を奉戴して」まとめたという「教育大旨」を、ときの参議の伊藤博文らや文部省に示す。その主旨は、「最近の教育は西洋の知識・技術を学ぶことに汲々とし、仁義忠孝が忘れられているというもので、いわゆる儒教主義教育の復活を目指すもので、維新後の政府の教育政策の全面否定であった。これに対し、伊藤博文は、従来の政府の欧米科学技術の成果を積極的に採択するという方針は、決してその思想・政治をも取り入れるものではないという見解を「教育議」中に展開する。すなわち、従来の政府の教育政策を擁護する一方、高揚しつつある自由民権運動に対処する方針を示したのである。その具体化が、1880(明治13)年、自由民権運動に対する弾圧の姿勢を強め、教員生徒の政治活動を全面的に禁止する「集会条令」の制定であった。そして、その後、儒教主義的道德が、自由民権運動に対決する民衆教化策として登場する。ちなみに、同年、文部省は、「~~国安ヲ妨害シ風俗ヲ紊スルカ如キ事項ヲ記載セル書籍ハ勿論教育上弊害アル書籍は採用セサル様~~」とする通達を發し、~~福沢諭吉の『通俗国権論』、加藤弘之の『立憲政体~~

略』など、日本の君主体制を指摘するもの、人民の自由、悪政に対する人民の抵抗権を肯定する記述のアルもの、さらには政府の官吏批判や明治政府下での農民一揆を示したものなど27種の教科書使用禁止の措置をとる。このような経過の中で、文部省は「自由教育令」を改正する。「改正教育令」では、教育の重要事項について文部省の許可の必要を規定し、文部省の干渉権・中央主権制が強化される。加えて、「自由教育令」のもとで、教科書配列の末尾におかれていた「修身」がこの改正では冒頭におかれる。次いで制定された「小学校教則綱領」には、小学校の課程、その教科内容とその程度までが詳細に規定されており、文部省の教科書への指導体制が確立される。例えば、修身は学制下では小学校全課程を通じて7時限りしかなかったものが、「綱領」では7倍に増加する。その内容の基本は、「万世一系天壤無窮の国体観」に乗っ取り、尊皇愛国の精神を養成することにおかれた。なお、話がちょっと横道にそれるが、図-1を見ていただきたい。この図は、明治7年師範学校編纂・文部省刊行の小学読本の挿し絵である。新しい帽子をめぐって、ものを大切にせよという趣旨の文章に付されている。すべての児童たちが洋服を着、洒落た帽子を被っている。明治初頭の文明開化への傾斜の強さが感じられる。

○教科書検定制度の導入

明治13年以降の政府の教育政策の変化の仕上げが、はじめて設けられた内閣制度のもとで就任した森有礼文相による1886(明治19)年の「小学校令」・「中学校令」・「師範学校令」・「帝国大学令」の公布である。小学校教育では儒教主義的な道徳教育と兵式体操の重視、師範学校では教師に忠君愛国主義を徹底させるための公費による全寮制が敷かれる。そして、「小学校令」第13条により、教科書検定制度が実施されることになる。天皇制教育体制の確立である。なお、このとき、新しく「理科」という教科が初めて設けられる。後で詳しく触れるが、理科の新設により、わが国での真の科学教育への道が開ざれることになる。天皇を絶対権力者とする儒教主義が教育の中心に据えられたことによるとみてよい。科学教育による合理的精神の育成は、儒教主義とは相容れないものがあるからである。

○「教育勅語」の発布

1889(明治22)年2月11日の紀元節当日、大日本国憲法が天皇により内閣総理大臣黒田清隆に授けられたという形式をとって公布される。しかし、憲法の成立は、

従来の超越的な存在であった天皇の地位をいささかも揺るがすものではなかった。
~~天皇は神聖不可侵で日本帝国の主権者であり、緊急勅令、文武官の任免、宣戦・~~
~~講和条約締結などに天皇大権を有するとともに、陸海軍の統帥権をもつ。また、~~
教育に関する事項も、財政問題を除いて、すべて勅令によって決定され、議会はこれに関与することができなかった。こうして、1890年10月天皇の名において、「教育に関スル勅語」が發布され、その後の学校教育における至高の規範となる。「教育勅語」は、天皇の発意とされたため、そののち50数年にわたって、如何なる法令をも超える絶対的権威として、教育を支配したのである。同年公布された「小学校令」に基づいて翌年定められた「小学校教則大綱」には、教育勅語の影響が既に認められる。修身をはじめとして、歴史、地理について、教育勅語に基づき、皇国思想、愛国の精神、国家に対する責務などの強化を指示している。このような国家主義的教育の強化は、忠君愛国意識を国民の間に浸透させるのを助けた。そして、~~1894(明治27)年から1895年にわたる日清戦争は、この神道を加速させる役割を果たした。~~

○ 国定教科書制度の確立

政府は、検定制度を通じて、国民思想の統一化に一定の成果をあげてきたが、それをより効果的に行うため、政府が教科書を自ら作成することを意図するようになる。あたかも、このような時期に「教科書疑獄事件」が発生する。1902(明治35)年のことである。教科書出版社が自社の教科書が採用されるように各県の審査員に贈賄を行ったのである。政府はこの機を逃さなかった。1903年、小学校令を改正し、その第24条において、修身・日本歴史・地理の教科書及び国語読本が国定化される。それに続いて、翌年算術が、そして理科も1911(明治44)年に国定化の道を進む。

この間、就学率にも変化が見られるようになる。1896(明治29)年に52%であったものが、1905(明治38)年には86.9%に達する。こうした状況を受けて政府は1907(明治40)年義務教育年限を4年から6年に延長する。これを機会に、各教科書に大修正が加えられる。~~日清戦争、~~ ~~日露戦争などの影響による~~ ~~を通じて、~~ 国家主義的思想が国民の間に高まっていたのを背景にして、修身や国語読本などに新しい軍事的素材が取り入れられるとともに、従来の「南北朝竝立」の記述が万世一系の皇統にもとるとして攻撃され、歴史教科書の中で「南朝正統説」が採用されるようになる。

。その後、三度にわたる大修正

その後の教科書の大きい修正は1918(大正7)年、1932(昭和7)年、1941(昭和16)年と、三度にわたって実施される。前二者に大正デモクラシー、児童の生活と真理を重んじる「新教育運動」など時勢の変化が修正にも影響を与えている側面もあるが、基本的には国家主義の立場がさらに強められている。1941年の修正は、その年に公布された「国民学校令」に基づくもので、教科は国民科(修身・国語・国史・地理)、理数科(算数・理科)、体練科(体操・武道)などに統合された。これらの教科書は、日中戦争を経て太平洋戦争に突入しようとする時期に編集されたもので、当然、軍事的傾向がさらに強まるとともに、“欲しがりません勝までは”という^{標榜}是~~標~~に示されるように神がかり的精神主義が強くあらわれている。

。戦後の教育行政

1945(昭和20)年8月の終戦とともに、教育行政も一大転換を強いられる。終戦直後用いられたいわゆる黒塗り教科書は、翌年7月31日学校現場から姿を消し、新聞を折り畳んだような折り本・分冊の教科書が使われた。1947年3月、「教育基本法」及び「学校教育法」が公布され、教科書の検定制度が決定されるとともに、いわゆる「六・三・三制」の新学制が実施される。同年3月、文部省は、「学習指導要領」(一般編・試案)を発行する。こうして、同年4月からの新制度で用いられる教科書は、この指導要領に基づいて作成された^{国定}教科書で(検定教科書が間に合わなかったため)、その後2～3年にわたって使用されたのち、その席を検定教科書にゆずることになる。

この学習指導要領で特徴的なことは、「この書は、学習の指導について述べるのが目的であるが、これまでの教師用のように、一つの動かすことのできない道を決めて、それを示そうとするような目的でつくられたものではない。新しく児童の要求と社会の要求とに応じて生まれた教科課程をどんなふうにして活かしていくかを教師自身が自分で研究していく手引きとして書かれたものである」と教師の自主性を大きく保障している点である。しかし、その後、検定制度は教師の自主性を奪う方向に動いていく。まさに、“いつか着た道”と呼ぶのにふさわしい方向への傾斜である。すなわち、1973年、文部省は、これまで拘束性のない大綱的基準を示すにすぎなかった学習指導要領を法的拘束力を持つものとして、初めて官報で告示する。一方、同年に改訂された小学校指導要領は、神話の必要性を説

○ 松方のデフレ政策
1881(明治14)年の政変で大蔵卿^{はた}松方正義は、インフレを抑え財政を安定させるため、不換紙幣の整理を測り、デフレインフレ政策を押し進める。^{正所}海軍は、

○ 地租改定をめぐって
廃藩置県直後の1871(明治4)年、政府は、農民特に豪農層を政府に引きつけるため、田畑の作物を自由に植えてよいことにするとともに、翌年、田畑を自由に売り買いすることをも認める。次いで、当年から翌1873年にかけて、一筆の土地ごとに所有者を確定し、地券を交付する作業が全国的に行われた後、地租改正命令のもとに、旧貢租額とほぼ同一の租税収入を得ることを目途に地価が決定される(地租は地価の3%)。こうして、地租改正により、自作農の土地所有権が認められた反面、小作農民の権利は無視された。この過程で、政府は、人民の「自由」を強調するとともに、土地が人民の私有物、「家を豊かにする基本」であることを繰り返し農民に説明している。この一連の雨後苦は、重い地租に対する農民の軽減要求により、政府の実収租税額が減少しはじめたことに対処したものであり、これからつくり出すところの国家の安定した徴収体制を目指すものでもあった。

1) 1800年代後半 - 維新政権の成立から日清戦争終結直後まで
2. 農業をめぐる社会的・経済的・政治的状況の変遷

き、「天皇についての敬愛の念を深めるように指導するよう」要求する。こうして、
中、小の学習指導要領において、「崇高なるものを尊び(小学校)、「人間を超えたものに畏敬の念をもつように努める」など、非合理的的精神が強調されるようにな
る。そして、1989年告示された「新指導要領」においては、「人格の完成を目指し、「社会の形成者」を育てる」という教育基本法の理念を、「社会の変化に主体的に対応できる」人間育成に換え、これを小・中・高校の教育目標に据える」とも
に、小学1,2年生の社会・理科を廃止して、「科学的認識」よりも「心情うく
り」を重視する「生活科」を新設する。同時に、「国旗および国歌の指導」が学校
教育に押しつけられ、遂には、2000年、皇国史観に基づく新しい歴史教科書が検
定を通る事態となる。

○治安警察法の公布

明治維新後、天皇制政府のさるる軍拡路線は、増税ないに実現することができた。1898(明治31)年、政府は幾度あった地租増徴法をようやく実現せざることも、酒・塩・醤油(明治31)年、政府は幾度あった地租増徴法をようやく実現せざることも、酒・塩・醤油・菓子などの改定により大増税を実施することに決す。政府は、米価暴落・農民の反響を恐れ、1900年、米価組合・小作人組合結成の禁止・ストライキの禁止など、米価組合・小作争議の弾圧条項を詳細に歳入を増やし歳出を減らすことにより、毎年700万円を紙幣整理・正貨準備にあて

することを決め、その財源として地方税の増大、酒・たばこ・醤油・菓子などの間接税を大幅にあげる。このデフレーション政策は、農村を深刻な不況に追い込む。

物価下落により米は半値に下落し、綿花・砂糖などは、外国との不平等条約による無保護関税の結果、安い輸入物にその席を奪われる。このような不景気のもと、農民は土地を質に入れ、高利貸しや地主・豪農から借金をして税を払わざるを得なかった。茨城県では、このデフレ期の4年間に入質下土地は、全耕地の44%にのぼったという。その結果、広汎な土地が地主・高利貸しの手に集中され、多くの農民が小作農に転落してゆき、1987年全国の小作率は40%となった。この没落は、貧農に限られたものではなく、富農や中小地主の中にも多くみられた。その証拠に、5円～10円の地租を納めたものの数は、1884～86年の3年間で7分の1に減少している。また、この期間に、全国の農家戸数の12%にあたる52万戸が農業を離れていった。

おりこんだ治
安警察法を
公布す

○ 米の需給関係

1878(明治11)年の総人口は3646万人で、1897(明治30)年のそれは4287万。その増加率は1.18倍。一方、米の収穫高の増加率は、1.31倍であり、明治初年の頃よりいくらか余裕がでてきている。しかしこれは、国民のすべてが米の飯を十分食していたことを意味しない。そのことは、松方デフレ期の『大阪府農事調査』⁸¹によっても明らかであろう。

“小作人ノ最下等ニ位スルモノ……其生活ノ有様憐ムヘキ者多シトス……其住居ノ如キモ畳一枚ニ一人半位ノ割合ニ雜居シ、朝夕兩度ハ粥汁ヲ啜リ午飯ハ米三分麦七分ノ麦飯ヲ喫シ毎ニ汁若クハ漬物ノ一菜ニシテ……夏時ハ薰ヘテ蚊ヲ遣リ冬時ハ一枚ノ蒲団ニ二三人同衾”

なお、米消費量に収量増大が追いつかず、1897年を転機に、わが国は輸出国から輸入国に転じる。

○ 農民の生活状態

地租と地主の取り分[↑]合わせて収穫の5割以上地主におさめなければならなかった小作農民の生活は、「大阪府農事調査書」にも見られるように、きわめて悲惨なものであった一方、地主階級は、高率高額の自作料収入を製糸業・紡績業をはじめとして、銀行・鉄道などにも投資し、資本の本源的蓄積に寄与する。ところで、

この紡績・製糸業の労働力の供給源が貧農の娘たちであった。15歳から20歳暗いまでの彼女たちは、僅かな前借金で身売り同様にして工場に連れてこられ、1日平均15〜6銭(その頃米一升14〜15銭)の日給で12〜14時間働かされていた。

○ 老農の時代

明治初年、お雇い外人を中心に、西洋農法の直接的導入が目指されるが、水田作を中心とする小農生産・集約栽培という日本農業の特質に阻まれ、その試みは挫折する。政府の勸農政策のもと、それに代わりあらわれたのが老農技術である。その技術は、日本の農業的特質を踏まえた上で、伝統農法を単に継承するものではなく、それを改良し、体系化しようとするものであった。その結果、政府の勸農政策とも相まって、米の反当たり収量は徐々に増加を見せる(図一2)。

○ まとめ

この時期は、地主層が資本の原始的蓄積に大きく寄与しつつ、封建的地主制の確立へと向かって着実な歩みを続けていた一方、増大する小作農民は悲惨な生活を送っていた時代であった。

2) 1900年代〜1920年代の確立

○ 封建的地主制と資本主義の間の矛盾の発生

松方デフレによる土地の地主的集中傾向は、その後も止まらず、1907(明治40)年の小作率は44.9%に達する。こうして、1900年前半に半封建的地主制が確立される。天皇制国家は、強固となった地主階級の要求を入れ、河川改修(治水・利水)、耕地整理など、水田の生産力を強めるための施策を実施していく。

高率高額の小作料収入を農業部門以外に積極的に投資し、蜜月関係にあった地主制と資本主義の関係は、日露戦争を境に崩れはじめる。米の生産増にもかかわらず、人工の増大、都市への農民の流出による非農業人口の増大(図-3)、一人当たりの米消費量の増加(図-2)などの要因により、米需要量が生産量を上回り、米の輸入量が増大し続けたためである。このような状況のもと、船橋の安い植民地の米の開発・輸入を進める必要があるとする資本の論理と戦後不況のもと、低迷する米価が開発・輸入によりさらに低下することを恐れる地主側の論理が、米穀関税の扱いをめぐる対立したのである。結果的には、地主側は関税の引き上げを勝ち取り、地主層の力量を示したが、一方、資本家側は地主側と妥協しつつ、工

~~業保護関税の障壁を高め、将来の展望を切り開いた。~~

○ 独占資本の成立と小作争議の頻発

第一次世界大戦中の好景気を通じて、工業生産は大きく増大しはじめて、工業生産額が農協生産額を上回る。すなわち、工業生産高は60億円、農業生産額41億円と、その大きさが逆転したのである。こうして、第一次大戦後から1920年代にかけて、資本に対する地主層の地位の相対的低下がはじまったのである。しかし、このことは、半封建的地主制の衰退をただちに意味するものではなく、第二次大戦後の農地改革にいたるまで、その命脈を維持し続ける。天皇制国家は、小作争議の頻発という農村における地主と小作農民との間の矛盾の激化を前にして、日本経済における農業の比重低下とそれにとまなう資本との軋轢だけを理由に、地主を切り捨てることができなかったのである。

一方、地主的土地所有の後退と裏腹に、資本の強蓄積のもと、各鉱工業分野において、三井、三菱、住友などを中心とする独占資本が成立し、わが国の経済は独占資本主義体制に移行する。資本主義の発達には労働者数の増大をもたらす。その数は、1909(明治42)年の84万余から1919(大正8)年の182万へと増加する。これに、鉱山・運輸交通の労働者およびそれらの家族を加えると1000万近くに達する。こうして労働者階級が階級として成立し、社会主義思想の流入と共に、労働者の権利に目覚め、労働運動が大きく発展しはじめる。一方、都市人口の増加に伴わない米消費量も増加し、米生産高との格差は、第一次世界大戦を境に特に著しくなり、自給不足額は600万石にもなる。このような状況のもと、米屋や商社の投機的買い占め、売り惜しみにより、米価は1917年の石当たり14円40銭から同年12月の22円74銭、翌年7月の31円29銭に暴騰する。さらに、8月のシベリア出兵宣言が追い打ちをかけ、8月の米価は41円68銭と一年前の価格の三倍近くまで暴騰する。こうして、8月3日富山県中新川郡西水橋町の漁民の女房たち約200名が米屋と資産家を襲って、米の移出禁止と廉売を要求して警察官と衝突する。いわゆる「越中の女房一揆」である。~~この動きは瞬く間に全国に広がるとともに、~~8月10日にいたると騒動の中心は都市部に移る。8月中旬以降、この動きを受けて鉱山労働者が「採炭料

3割増、構内の仕入店の大幅値下げ」の要求を掲げて立ち上がる。これを鎮圧するため、軍隊が出動。軍隊の発砲により死者12名、重傷11名。検挙者数は1600名

にのぼる。9月中旬に空前の全国民衆運動(米騒動)は収まったが、事件後の検査者数は推定2万5千名以上、起訴7776名。判決は、死刑2名、10年以上の懲役80余名という苛酷なものであった。

農民運動も、米騒動や労働運動に大きく影響されながら、本格的な社会運動として発展を続け、小作組合の数は、1913(大正2)年の17から1919年の84に増加する。1920(大正9)年、戦後恐慌により農産物価格が下落する中、農村内の地主と小作農の矛盾が一挙に噴出し、小作争議の件数が一挙に増大する(図-4)。

この間の状況を、1922年に創立された日本農民組合の創立宣言は次のように述べている。

“ 国民の7割は田園に居住し、またその7割は小作人である。しかるに積年の陋弊は田園に満ち、土地の所有関係の悪風漸く現れ、田園も遂に資本主義の侵略するところとなり、小作人は苦しみ、日雇人は嘆く”

米騒動・労働運動の高揚に驚いた政府は、従来のように地主層の利害に十分な配慮を払う余地がなくなり、朝鮮・台湾での産米増殖計画を開始する。米自給の重点を、植民地に移し、植民地米の大量輸入を考えたのである(図-2)。一方、農村における小作争議による村内の階級対立の激化に対しては、1926年「思想穏健、農村中堅」たる自作農層の創成を目的とする計画を立てるが、25年間で全小作地の4%程度の目標を掲げるにすぎなかった。

○ 農事試験技術の進展

この期には、老農技術にかわって農事試験場技術が、化学分析・生物学的研究方法に基づき、稲作を中心に、小農生産に適応しうる技術を提起しうるようになる。しかし、病害研究や育種活動以外は、大正期以降普通農法となる塩水選・暗渠排水・馬耕・足踏脱穀機・回転除草機なども、その端緒は農民の側にあったことを銘記すべきであろう。

○ まとめ

米の生産高が消費額を大きく下回りはじめるとともに、米騒動、労働運動の高まり、小作争議の頻発する中で、政府は、米の需給対策については、植民地米の移入を食糧自給の要と位置づけ、農村内の階級対立の激化に対しては、地主階級に依拠しつつその緩和をはかろうとする。

3) 世界大恐慌の襲来と国家独占資本主義の成立

1929年10月ニューヨーク証券取引所の株価大暴落をきっかけとしてはじめた恐慌は、世界中に波及し、ほぼ4年間にわたって猛威を振るう。大恐慌による経済的・社会的危機を打開するため、政府は中国東北部への軍事侵略行動を起こし、これをデコとして、財政・金融政策などを通し国家が経済全体を組織化・統制する国家独占資本主義体制が構築される。

○ 農村恐慌

この大恐慌の特徴は、工業部門だけでなく、農業部門をも巻き込んだ点にある。日本では、すでに1920年代後半から農産物価格の低落により農業は不況下にあったが、大恐慌はそれに追い打ちをかける。日本農業の二本の柱である繭と米の価格が大暴落したのである。

1932年に成立した斎藤内閣は、農民の不満をなだめるため、開墾・^治治水・林道開設などの諸事業をおこし、困窮農民に現金収入の道を与える。この救済事業と並行して、農林省は農漁村厚生運動を展開する。農本主義的・天皇主義的な方向で事態を切り抜けようとしたのである。1936～37年にいたると、農産物価格が恐慌前に戻り、自作・自小作農の上層部には一定の剰余が残るようになり、この階層を中心に農業生産力の増大傾向があらわれる(図-2)。

○ ~~強制供出~~

~~1937年の日中戦争の開始後、農政は戦時農政へと転換していく、戦争遂行を政策課題として、すべてにそれが優先されていったのである。1939年の朝鮮と西日本での大干魃をきっかけに、米の需給関係は急速に悪化し、政府は食糧統制の強化に奔走する。都市市民に対しては米穀配給制度、農民に対しては米穀管理規則(1940年10月)や食糧管理法(1942年2月)によって、自家保有米を除き、全量を統制価格で国家に供出しなければならない。同時に、主要食糧等自給強化10ヶ年計画・小作料の低減などにより局面の打開をはかるが、徴兵や軍需工場などへの徴用による農村の働き手の現象、畜力として使用していた牛馬に供出、化学肥料不足などが相まって、農業生産力の衰退を防ぐことができなかった。~~

○ ~~まとめ~~

~~この時期は、農村恐慌とそれに続く侵略戦争の拡大により、農村生活および農業生産力が大きく低下するとともに、“鬼畜米英”“撃ちてしやまん”“日本は神国”などの標語に見られるように、きわめて非合理的な精神主義が全土をおおっ~~

~~ていた時代であった。~~

4) 戦後から20世紀末まで — 自給率の極端な低下

○ インフレ・食糧難・農地改革

敗戦直後、国民生活は、深刻な食糧不足とインフレーションに悩まされる。
~~1934～36年の東京卸売物価を100にとると、敗戦時に336、45年末に675、翌年6月には1632にまで上昇する。食糧も絶対的に不足していた。食糧配給の遅配・欠配が全国的に慢性化し、国民に闇買いと買い出しを余儀なくさせ、栄養不良は一般化し、餓死者すらあらわれた。~~

一方、農村では、占領軍の指令のもと、農地改革が進行する。~~それは、内地平均1町歩、北海道4町歩を超過する地主の小作地を買収の対象とし、国が小作地を強制的に買収した後、小作人に売り渡すというものだった。こうして、1950年までに約250万町歩の耕地が買収され、約500万戸の農家に売り渡されたことにより、小作地は10%に激減、半封建的地主制は解体させられる。~~

このような状況のもと、政府は鋭意、農地改革によって成立した自作農体制に依拠して、米麦のみならず畜産を含めた主要食糧の総合的発展と自給率の向上を目指し、農家の租税負担の軽減、米を中心とする農産物価格の引き上げ、土地改良事業などの食糧増産・農業保護政策を推進する。その結果、米を中心に、麦類、豆類、畜産物、果実、蔬菜など、広範な農産物が戦前を上回って生産されるようになる。この時期は短期間(1944～1953)ではあったが、日本の農政が総合的食糧増産自給を中心に据えたという点で、特筆すべき時期であった。

○ 農業軽視政策の推進

ところが、農産物の国際需給事情が緩やかになると、食糧増産・自給政策も後退をはじめ、1954年になると「食糧増産」は、政府の重点施策の中で影が薄くなっていく。重化学工業を中心に急速な発展を遂げつつある独占資本の利益の前に、麦類や雑穀の輸入が強められていくのである。

この流れをさらに強めたのが、1961年の「農業基本法」の制定であった。同法は、高度経済成長を保障するための農産物貿易自由化に対応するもので、農産物全体の増産を追求するのではなく、農産物を、今後国内で生産拡大を図った方が経済的に高率なもの、輸入に依存する方が得策なものに分類し、前者の選択的拡大を狙うとともに、農業構造改善事業による上層農家の育成を目指したも

のであった。

その後、この方針に沿って、1963年バナナなど25品目の、1971年牛・豚肉などの農林水産物17品目の輸入自由化が実施され、日本農業は大きな打撃を受ける。

しかし、米については、60年代前半にいたるまで不足基調が継続するが、67年以降過剰傾向に転じ、いわゆる減反政策が69年から実行に移される。加えて、1993年、ガット合意により、日本の米需給事情の如何にかかわらず、外国米輸入が義務づけられるにいたる。~~このような状況が続く中、わが国の耕地面積は1969年の607万ヘクタールから2000年の483万ヘクタールに減少するとともに、耕地利用率は60年の133.9%から2000年の94.5%へと低下する。当然、自給率も2000年にはカロリーベースで40%、穀物ベースで28%にまで減少する。しかも2000年における自給率の低下は穀物28%、小麦11%、大豆5%にとどまらず、60年にはほぼ100%前後であった米(102%)、野菜(100%)、牛肉(96%)、豚肉(96%)、鶏肉(100%)の自給率すら、それぞれ95%、82%、52%、35%、57%に低落している。まさに、日本農業のみならず、国家の危機的状況がもたらされているのである。~~

○ 環境問題の発生

1960年初頭にはじまる高度経済成長は、各地に水俣病などの公害を引き起こし、湖沼や内海の汚染がこれに続く。一方、1970年代後半、人工衛星による地表探査や世界各地の現地調査の進展により、破局的な自然破壊が発展途上国で広く進行していることが確認される。と同時に、二酸化炭素濃度の増大にともなう地球温暖化、フロンガス汚染によるオゾン層の破壊、加えて酸性雨など、人間の手が地球全体に及んでいることが確認される。地球環境の危機が世界的に大きな問題として人々の前に姿を表し、現在にいたっている。

○ ~~まとめ~~

~~この期は、わが国が世界の経済大国に躍り出る一方、農業の衰退・国内の生態系の変質が進行した時代であると言える。~~

III. 教科書に反映する政府の政策

日本の政府は教科書を、検定制度を通じて、あるいはそれを国定化することによって、自己の政策をそれらに反映させ、施策の遂行を容易にするよう企図する。ここでは、国語および理科の教科書に政府の政策がどのように反映されてきたか

ての解説

第8課 契約 ^{契約の遵守と} 契約の遵守の大切さ

第9課 山村：氏神さまのお祭りの楽しさ、稲刈り後の水田での遊びの面白さなど、農村の少年・少女の楽しみ

第10課 人を周旋する手紙：仕事などで、人を紹介する手紙

第11課 笑話：走り自慢が盗人を追いかけていくが、盗人をどんどん追い越して捕らえるのを忘れてしまう話

第12課 フェルデナンド・マゼラン：世界周航を成し遂げたマゼランが、食料不足・部下の反乱に苦しみながら初志を貫徹

第13課 真の知己：死刑を判決された友人が父母に会いたがっているのを知り、自分の命をかけてそれを実現させてやる－イタリアのシシリー島の出来事－結末はハッピーエンド

第14課 西洋紙の製造：西洋紙ができるまでの行程の説明

第15課 海の朝：朝の海のすがすがしさをうたった詩

第16課 征衣上途：召集令で戦地におもむく人の開陳^{開陳}と天皇への熱い思い

第17課 頼山陽：楠正茂を崇拜し、忠君の念にあつく、才気もあり、努力家でもある頼山陽の紹介人物伝

第18課 象狩：印度のセイロン島の土人の象狩法の紹介

第19課 南洋の珍果：マンゴスチン、ドリヤンの食味のおいしさ(鶴見裕平「南洋遊記」に據る)

第20課 綱引：ヨーロッパから帰途の船上で、外国人と日本人が15人ずつ出て綱引きをして、日本人が勝ったときの感激を伝える(新渡戸稲造「帰雁の蘆」に據る)

第21課 広瀬武夫の手紙：姉に近況を伝える「七度人間に生まれて國賊を誅せん」との氣概が今でも軍功をたてる決意を述べられている。

第22課 漁船帰る：漁船が漁獲物を携えて帰港するときの喜びの風景

第23課 かぶと虫：かぶと虫の最終^{採集}の様子とかぶと虫を欲しがると子供にそれを与える(寺田寅彦「藪柑子」より)

第24課 スパルタ武士：スパルタ教育の礼賛。出陣に際し、子供に盾を授け、「勝てば皆褒められ、負ければ皆罰せられる」といふ。

第25課 統計：主として山林・田・畠の面積比、米の内地(5900万石)・朝鮮(1500万石)・台湾(600万石)の生産額など農業にかかわる統計を紹介する。

第26課 筏流し：紀伊山脈の間を縫って流れる十津川・北山川を下る筏流しの苦勞

第27課 瀧澤馬琴の苦勞：目を悪くして後も、嫁みちの助けを借りて八犬伝を書き上げるまでの苦勞

第28課 やまあらし：呑気な可愛い獣、やまあらしの生態

第29課 足柄山：新羅三郎義光が戦場におもむく際、秘曲(笙)を時秋に伝えるとともに、自分は武の為・家の為に尽くすから時秋は世の為・道の為に尽くせとさとし

第30課 故郷：故郷の賛歌

上述の構成からわかるように、この時代の国語教科書は、儒教主義的色彩が濃い。

○ 農業関連課題数の比較

一般用読本と農村用読本の課構成の差を表-3に示す。農村用読本は、一般用読本から、表-3の一般用と書かれた欄に記入されている課を除き、代わりに、農村用の欄に示されている課が取り入れられたものとなっている。およそ、3分の1の課題が入れ代わっている。ただし、入れ代わった課題のすべてが農業・農村関連課題ではなく、漁業などに関わりのある課題も含まれている。なお、一般用欄に()で書き込まれている課題は、もともと一般用読本に入れられていた農業・農村関連課題である。各読本中の農業・農村関連課題数は、一般用読本巻一では3、巻二では2となっている。一方、農村用読本巻一では一般用読本中の3に加えて、新しく“先づ農を重んぜよ”、“麦秋”、“植附前後の様子を報ず”、“害虫と其の敵”、“夏の田園”、“船津伝次平”、“郷土”の7課題が加わって計10、巻二では、一般用読本の2に、“村の秋”、“稲刈”、“碧海郡の農業”、“山里の夕”、“農業倉庫”、“春近し”の6が加わって計8となっている。全課題中で農業・農村関連課題がしめる比率は、一般用読本巻一で10%、巻二で6.7%、農村用読本巻一で33%、巻二で30%となっており、農業用読本における農業・農村課題数がきわめて大きくなっている。生活している自分の住環境に近い叙述であれば、親しみ深いし、理解もし易いので、この結果は、当たり前のことを示しているに過ぎないとも言える。だが、この事実は、国語教科書内の農業・農村課題の大小が、そのときどきの国における農業・農民の位置づけをそれなりに反映していると見なしてよいことを示している

みてよいであろう。

○ 課題の質的な差 — 論理的なものと情緒的なもの

次に、一般用読本と農村用読本中にあらわれる農業・農村関連課題の質を検討してみよう。質の基準の取り方はいろいろ考えられるが、ここでは思い切って、論理的なものと情緒的なものの二つに類別することにした。前者としては、農業の大切さを論理的に主張するもの、農業知識や技術にかかわるもの、農業に尽くした人々の逸話など、後者に区分けされるものとしては、農村生活の長所などを強調するもの — 長塚節の『土』のように、貧農の姿をリアルに描いたものは皆無で、楽しさ、明るさを書いたものがほとんどである —、あるいは農村の自然の美しさを述べたものなどである。

この分析を行う前に必要と思われる、巻二にすでに含まれていた農業・農村関連課題と、農村用の巻一、巻二に新しく加えられた課題の内容を簡単に紹介しておこう。

○ 農業：“農業はあらゆる職業の中で、最も身体を健康にするものである”という言葉ではじまり、農業が過程の和楽を与えるとともに、趣味に富んだ産業であることを論じている。

○ 都会と田舎：都会と田舎のそれぞれの長所・短所を論じ、田舎の青年が都会にあこがれ、その悪風に染まらないよう警告している。

○ 先づ農を重んぜよ：農業は食物・衣類の原料をつくる最も根本的な産業であり、国家は十分に農業を保護し尊重せねばならぬことを説く一方、農民が都会の流行を追うことを戒めている。

○ 麦秋：6月の麦刈り入れと上旬の蚕の上り時の農村生活の忙しさを情緒的に描いている。

○ 植附前後の様子を報ず：苗代時の水不足を農会の尽力により揚水機を借り受けて乗り切ったことを知らせる手紙

○ 害虫と其の敵：ずい虫、うんかなどの害虫と其の天敵の話

○ 夏の田園：夏の水田の一日を情緒豊かに歌いあげている

第7課 洞庭湖：揚子江の水の急激な変化―洪水―を調節する湖の役割について

金衛門の科学的知識の確かさについて

第6課 野火止の用水：松平信綱の農業水利施設の建設とそれを計画した安松

第5課 盤珪禪師：人を信じて、その大を改心させた禪師の説

第4課 時かぬ種は生えぬ：生物的现象の説明

第3課 小供と小犬の交流

に心を寄せた道灌

悲しき” という歌の意味がわからなかったことを恥じ、その後文学

第2課 太田道灌：“七重八重花は咲けどもやまぶきの みの一つだに無きぞ

まし” などの皇太后の歌を讃種

第1課 昭憲皇太后御歌：“怠りて磨かざりせば光ある 玉も瓦にひとしから

高等小学読本（一般用） 巻一

てもらう意味で、巻一の課構成とその内容の要約を紹介しておく。

検討する。図5は巻二の目録の写真である。当時の国語教科書のもつ雰囲気を知っ

一般用教科書は、全四巻からなっている。ここでは、巻一と巻二を合にとって

(1) 一般用教科書と農村用教科書

う。

検討することにより、農業・農民政策に関するメルクワークを見出すことにしよ

を出さねばならなかったかは、後程討論することとして、まず、両者の異同性を

あるが、残りの3分の1が異なっている。何故、二年後に、わざわざ農村用教科書

ある。後で詳しく触れるように、両者を構成する課数のほぼ3分の2は全く同一で

共通) 高等小学読本と、ついで1928(昭和3)年に出版された農村用高等小学読本で

ことが可能な二種類の国定読本がある。1925(大正15)年に作成された一般用(全国

れた農業・農民政策を分析すればよいのだろうか。幸いにして、それを推測する

をとってはいない。では、どのような点をメルクワークとして、教科書に反映さ

家での位置づけを示す農業・農民政策についてみると、一見、それ程あらわな形

主義的政策が、読んですぐわかる形で織り込まれていた。だが、農業・農民の国

戦前、わが国の修身、歴史、地理、国語の教科書には、天皇を中心とする国家

2.3.1 農業・農民政策と国語教科書

の分析を試みる。
資料前における。

① 5(111)
3人20